



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年7月25日 火曜日 第2894号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 救急病院の協力申出……………（医療対策課）… 565
- 県営土地改良事業の事業計画書の縦覧……………（農地整備課）… 565
- 建設業者の営業の停止命令……………（土木管理課）… 565
- 公有水面埋立工事のしゅん功認可……………（港湾海岸課）… 566
- 都市計画事業の認可（3件）……………（都市整備課）… 566
- 開発行為に関する工事の完了（2件）……………（中予地方局建築指導課）… 566
- 建設業者の許可の取消し……………（南予地方局管理課）… 567
- 指定道路の指定……………（南予地方局八幡浜土木事務所）… 567

告 示

○愛媛県告示第866号

次の病院は、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項の規定による救急病院である。

平成29年7月25日

愛媛県知事 中村時広

名 称	所 在 地	開 設 者 名	認 定 の 有 効 期 限
片木脳神経外科	今治市別名274番地	医療法人隆典会	平成32年7月21日まで

○愛媛県告示第867号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、

○愛媛県告示第868号

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第3項の規定に基づき、次のとおり建設業者の営業の停止を命じた。

平成29年7月25日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許 可 日 月 年	商 号 又 称 名	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 在 地	営 業 の 停 止 を 命 じ た 年 月 日	停 止 を 命 じ た 営 業 の 範 囲	営 業 の 停 止 を 命 じ た 期	営 業 の 停 止 を 命 ず る 原 因 と な っ た 事 実
(特一27) 第17547号	平成27年7月27日	井関農機株式会社	木下榮一郎	松山市馬木町700番地	平成29年7月12日	<p>全国における建築工事業及び機械器具設置工事業の営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの注1。「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事及び民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第2条第2項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。</p> <p>2 「民間工事」とは、公共工事以外の建設工事をいう。</p> <p>3 「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第2条第1項に規定する補助金等及び同条第4項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。</p>	平成29年7月27日から平成29年9月24日まで（60日間）	井関農機株式会社は、他の事業者と共同して、遅くとも平成24年8月8日以降、地方公共団体等が、宮城県又は福島県の区域を施工場所として、一般競争入札、指名競争入札又は指名競争見積の方法により発注する施設園芸用施設の建設工事について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、同工事の取引分野における競争を実質的に制限していたものであって、これが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第3条の規定に違反するものとして、公正取引委員会から平成29年2月16日に同法第7条第2項の規定に基づく排除措置命令及び同法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令を受けた。

今治市高部及び杣田地域に係る県営土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画書の写しを縦覧に供する。

平成29年7月25日

愛媛県知事 中村時広

- 縦覧に供すべき書類の名称
県営土地改良事業（ため池等整備事業・波止浜地区）計画書の写し
- 縦覧期間
平成29年7月26日から8月23日まで
- 縦覧場所
今治市役所本庁

○愛媛県告示第869号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、宇和島市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成29年 7月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

愛媛県

愛媛県松山市一番町四丁目 4 番地 2

代表者 愛媛県知事 中村 時広

愛媛県松山市岩崎町一丁目 7 番 7

- 2 埋立区域

- (1) 位置

愛媛県宇和島市戸島1884番から同1888番までの地先公有水面

- (2) 区域

次の1点から3点までを順次直線で結んだ線並びに3点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C. D. L+2.17メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（宇和島市戸島1884番地先の臨港道路に設置された金属釘）は、北緯33度11分47秒、東経132度21分37秒の地点

1点は、基点から真北119度48分29秒66.26メートルの地点

2点は、1点から真北28度40分56秒11.02メートルの地点

3点は、2点から真北118度51分30秒120.59メートルの地点

- (3) 面積

1,598.42平方メートル

- 3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成26年12月25日 愛媛県指令26港第344号

- 4 しゅん功認可年月日

平成29年 7月25日

○愛媛県告示第870号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成29年 7月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 施行者の名称

西条市

- 2 都市計画事業の種類及び名称

西条都市計画公園事業

3・3・1 丹原中央公園

- 3 事業施行期間

平成29年 7月25日から

平成33年 3月31日まで

- 4 事業地

- (1) 収用の部分

愛媛県西条市丹原町今井、池田及び願連寺地内

- (2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第871号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成29年 7月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 施行者の名称

西条市

- 2 都市計画事業の種類及び名称

西条都市計画公園事業

4・4・1 東部公園

- 3 事業施行期間

平成29年 7月25日から

平成32年 3月31日まで

- 4 事業地

- (1) 収用の部分

愛媛県西条市飯岡、下島山甲及び下島山乙地内

- (2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第872号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第1項の規定に基づき、次のように都市計画事業を認可した。

平成29年 7月25日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 施行者の名称

西条市

- 2 都市計画事業の種類及び名称

西条都市計画公園事業

5・5・2 小松中央公園

- 3 事業施行期間

平成29年 7月25日から

平成30年 3月31日まで

- 4 事業地

- (1) 収用の部分

愛媛県西条市小松町新屋敷地内

- (2) 使用の部分

なし

○愛媛県告示第873号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年 7月25日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
29中局建(開)第19号 平成29年7月14日	伊予市宮下253番1、254番、255番、256番1、257番1、258番、264番、266番1、267番、268番1、269番1、269番6、264番・267番・268番1・269番6地先道路及び264番・254番・255番・258番地先水路	伊予郡松前町大字西古泉285番地1 さくら不動産有限会社

○愛媛県告示第874号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年7月25日

愛媛県中予地方局長 福井 琴樹

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
29中局建(開)第20号 平成29年7月14日	伊予市下三谷字薄井谷1188番4	松山市土居田町343番地5 アーバンヒルズ土居田301号 松田 拓也

○愛媛県告示第875号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年7月25日

愛媛県知事 中村 時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-27)第7484号	平成28年1月12日	(有)佐々木建設	佐々木要一	宇和島市住吉町1-5-8	平成29年6月5日	建築工事業	建設業の廃止
(特-27)第12870号	平成27年6月24日	(有)ヤマナカ	山中 均	宇和島市津島町上畑地甲1809	平成29年6月5日	大工工事業、屋根工事業 板金工事業、塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 熱絶縁工事業	建設業の廃止(一部)
(般-24)第15046号	平成24年6月17日	酒井住建	酒井 清年	宇和島市吉田町河内甲428	平成29年6月16日	建築工事業	建設業の廃止
(般-26)第15689号	平成27年1月27日	芝設備	芝 祥広	北宇和郡鬼北町大字永野市465	平成29年6月29日	管工事業	建設業の廃止
(般-28)第16885号	平成28年7月22日	高田建築	高田 博	宇和島市天神町8-25	平成29年6月29日	建築工事業	建設業の廃止

○愛媛県告示第876号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成29年7月25日

愛媛県南予地方局長 佐伯 登志男

- 1 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 2 指定年月日
平成29年7月14日
- 3 指定道路の位置
大洲市東若宮12番5の一部
- 4 指定道路の延長及び幅員
 - (1) 延長 59.96メートル
 - (2) 幅員 4.30メートル